

飯田小いじめ防止基本方針



浜松市立飯田小学校

飯田小学校 いじめの防止等のための基本的な方針

- 1 はじめに
- 2 いじめの防止等のための基本的な方向性
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの理解・考え方
- 3 いじめの防止等のための対策
 - (1) 組織の設置
 - (2) いじめの未然防止等のための対策
 - ア いじめの未然防止のための対策
 - イ いじめの早期発見のための対策
 - ウ いじめの未然防止等のための年間計画（別紙参照）
- 4 発見したいじめへの対応
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 発見・通報を受けた時の対応
 - (3) いじめられた子どもや保護者への支援
 - (4) いじめた子どもや保護者への指導・助言
 - (5) いじめが起きた集団への働きかけ
 - (6) ネット上のいじめへの対応
 - (7) いじめ対応への流れ
- 5 重大ないじめの問題への対処
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 対処の流れ

学校のいじめ防止等のための基本的な方針

1 はじめに

いじめは、被害にあった子どもの人としての誇りや尊厳を切り刻む許されない行為です。いじめに関係した子どもそれぞれの自覚の有無に関わらず、その行為は時として命に関わる事態に進展する可能性もあります。

「いじめは、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」…。学校では、これらのキーワードを元に、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた色々な取組がなされてきましたが、平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取組を体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を示すことにしました。

この方針に沿って、これまで以上に質の高い教育活動を展開する必要があります。そして、子どもと保護者、教職員や地域の方々の心が耕され、様々な人間関係上の諸問題に対し、互いが真摯に向き合い前向きな姿勢で、話し合える空気が醸成されるよう努めていく必要があります。

2 基本的な方向性

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとしました。(児童を生徒と読みかえている)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの理解・考え方

子どもがいじめ加害に向かう要因は、主に「友人ストレス」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つと言われています。ただし、そうした要因にプラスして、適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）と適当な方法（自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかっても言い逃れができそう等）がなければ、いじめ加害には及ばないと言われています。

代表的な加害行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」「日常的によくあるトラブル」ということになります。しかし、そうしたささいに見える行為でも、しつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があります。行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気付かずに見過ごしたり、気付いてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりすることがあります。表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切であり、「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という「早期発見」「早期対応」の姿勢を重視していく必要があります。

しかしながら、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、今般のいじめ事案では、

被害者も加害者も短期間に入れ替わること等を考えれば、早期発見・早期対応に限界があるのも事実です。したがって、いじめの背景にストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりする「未然防止」の取組に力を注ぐことが有効です。そのためには、ささいな行為が深刻ないじめへと広がらない学校風土をつくりだす「居場所づくり」や「絆づくり」を意識した取組をすることが重要です。

隣接の東部中学校では、21年前にいじめを苦にして尊い命を絶つという事件がありました。東部中学校ではその経験をもとに、その生徒の命日である2月5日前後に、いじめについて考える様々の機会を設けてきました。今回の機会を活かして、これまで以上に体験活動・集団活動を充実させ、人と関わることを喜びと感じ、他の人と関わることや役に立てることに喜びを感じられる子どもに育てていきたいと考えています。そして、一人ひとりの子どもが色々なストレスやストレッサーや人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけられるように育てていく取組をさらに進めたいと考えています。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 組織の設置

本基本方針を実行する組織として、「いじめ対策委員会」を設置します。「いじめ対策委員会」は、下記の内容を行うものとしします。

- ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施
- ② 計画した取組の進捗状況のチェックや取組効果・成果の検証
- ③ いじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施
- ④ 本基本方針の見直しや改善

いじめ対策委員会の構成および実施		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭・生徒指導主任・(いじめ対策コーディネーター)
	委員	各学年主任・発達支援コーディネーター・養護教諭
	特別委員	スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)
会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日時を学校の月行事に位置づけ、開催する ・市教委と連絡を取り、必要に応じて特別委員を招集する 	

(2) いじめの未然防止等のための対策

学校では、教育委員会が作成した「いじめについて理解を深める いじめ対応の手引き」に基づき、全教職員でいじめ防止のための対策に取り組みます。

ア いじめの未然防止のための対策

(ア) 中学校区人づくり教育推進事業（健全育成会）《教頭》

中学校区内にある学校等が、家庭・地域と一体となって、いじめ撲滅に向けて、「心の耕し」を軸とした教育活動を推進します。

(イ) 道徳教育等の推進 《道徳主任》

「生命尊重」「思いやりの心」「規範意識」などを養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ります。

(ウ) 子どもが主体的に活動したり、他者との交流を深めたりする場の設定

《特別活動主任》

学級活動や児童会活動等、子どもが主体的にいじめについて考え活動する機会や、思いやりの心をもって他者との交流を深める場を設けます。

(エ) 保護者や地域との連携 《PTA担当》

保護者や地域に対して、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう促したり、子どもの様子に目を配ったりするよう連携を深めます。

(オ) 教職員の資質向上 《生徒指導主任など》

教職員に対し、事例検討等の研修や人権感覚を高める研修を計画的に行います。

また、人間関係プログラムを取り入れた集団づくりに取り組みます。

さらに、情報モラル教育の理解を深める研修も行います。

(カ) 学び合いを通した日々の授業の充実《各学級》

学級の人間関係を深めるために、学び合いを通して確かな学力を育成するための授業づくりを充実させていきます。

(キ) 安心できる学年・学級づくりの推進《各学年・各学級》

全ての児童に活躍の場を与えると共に努力した姿などを認め合うことで、児童一人一人の居場所が保障された安らぎのある学年・学級づくりを進めます。

イ いじめの早期発見のための対策

(ア) 子どもの実態把握

子どもとの信頼関係を深める日常的な取組を軸とし、定期的なアンケート調査等を行います。また、家庭や地域等と連携し、実態把握に努めます。

a 子どもとのコミュニケーションを図る活動

- ・ 子どもの様子を観察したり、一人一人の子どもとの会話を大切にしたりすることで、子どもの実態を把握します。
- ・ 日記や連絡帳などを通して、子どもの実態を把握します。

b 生活アンケート

- ・ 学期2回程度（うち1回は家庭で実施）全学年対象にアンケートを行います。
- ・ 学期に1回は、保護者にもアンケートを実施します。
- ・ 結果を踏まえて、個別に話を聞き、実態を把握します。
- ・ 結果を学級づくりに生かします。

(イ) 相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家の活用等し、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。

a スクールカウンセラー〈SC〉

- ・ 定期的に（月1～4回）SCが来校し、子どもや保護者、教職員の希望者に対しカウンセリングを行います。
- ・ 子どもへの対応についてアドバイスをします。
- ・ いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守ります。

b スクールソーシャルワーカー<SSW>

- ・ 家庭における悩みや相談を受け付けます。学校が取り次ぎを行います。
- ・ SSWは、家庭と学校の連携がスムーズに行えるように、アドバイスをします。

ウ いじめの未然防止等のための年間計画（別紙参照）

4 発見したいじめへの対応

（１）基本的な考え方

いじめに関する発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」で組織的に対応します。いじめとして対応すべき事案か的確に判断するために事実関係の把握を行い、被害にあっている子どもを守り通すとともに、加害の子どもに対して毅然とした態度で指導を行います。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題に重点をおくことなく、被害・加害双方の子どもの社会性の向上・育成や人格の成長等に主眼を置いて指導を行います。

教職員全員の共通理解のもと、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携して対応を進めていきます。

（２）発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止めさせ、事情を把握するよう努めます。また、子どもや保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わりをもちます。

いずれの場合も、被害にあっている子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を優先し、「いじめ対策委員会」で組織的に関係する子どもから事情を聴き取るなど、事実関係の確認を行います。確認した内容は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応にむけ効果的に被害・加害双方の保護者に事実を報告します。

また、触法性のある行為については、浜松東署生活安全課・少年サポートセンター等にも相談し、警察諸機関と連携した対応ができるよう援助を求めます。

（３）いじめられた子どもや保護者への支援

事実関係の聴取は、子どもの自尊感情・プライバシー等に十分配慮して行います。また、保護者の協力を得て、子どもの心理的な不安の払拭を図り、安全確保を最優先に考えて行動します。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、不安感を取り除くと共に、自尊感情を高めるような支援を行います。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子どもに寄り添い支える体制づくりに努めるとともに、必要に応じて、加害の子どもの別室指導や出席停止などの措置も考えます。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子どもや保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告して、早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働体制でいじめの早期解消を目指します。

いじめを受けた子どもや保護者は、学校教職員が加害側を指導すると、「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりやすくなります。これについては、学校がいじめへの早期対応の取組について丁寧に説明し、出来ることと出来ないこと、作用と反作用等をよく理解してもらった上で、対応にあたるようにします。学校の体面を保つためではないかと疑われるような一方的な支援により、子どもや保護者が疑心暗鬼に陥らないよう親切で丁寧な対応を心がけ、互いが腑に落ちる支援を目指していきます。

(4) いじめた子どもや保護者への指導・助言

いじめたとされる子どもからの事実関係の聴取は、一定の教育的配慮のもとに行います。一般的に、いじめたとされる子どもには、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子どもが抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、子どもの安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するよう働きかけます。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子どもの保護者に伝えて、十分に理解・納得を得た上で、学校と連携して早期解消を目指す取組に協力するよう求めます。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発です。この点については、学校が組織的に対応し、当該の子どもの保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請します。いじめの加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該の子どもや保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないよう配慮しますが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応します。別室指導・出席停止・懲戒といった措置も視野に入れながら、当該の子どもが自らの行為を客観的に理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促します。

なお、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報を共有し、いじめ加害に至った背景の改善を目指すものとします。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子どもには、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式調査、等）で聴取します。集団への働きかけは、「いじめ対策委員会」で最も効果のあげられる教職員の人選も検討し、対応に万全を期します。子どもに無意識にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰にも知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを十分に理解させます。また、いじめを未然に防止することや早期に解消することは、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が大切であることも訴えかけます。

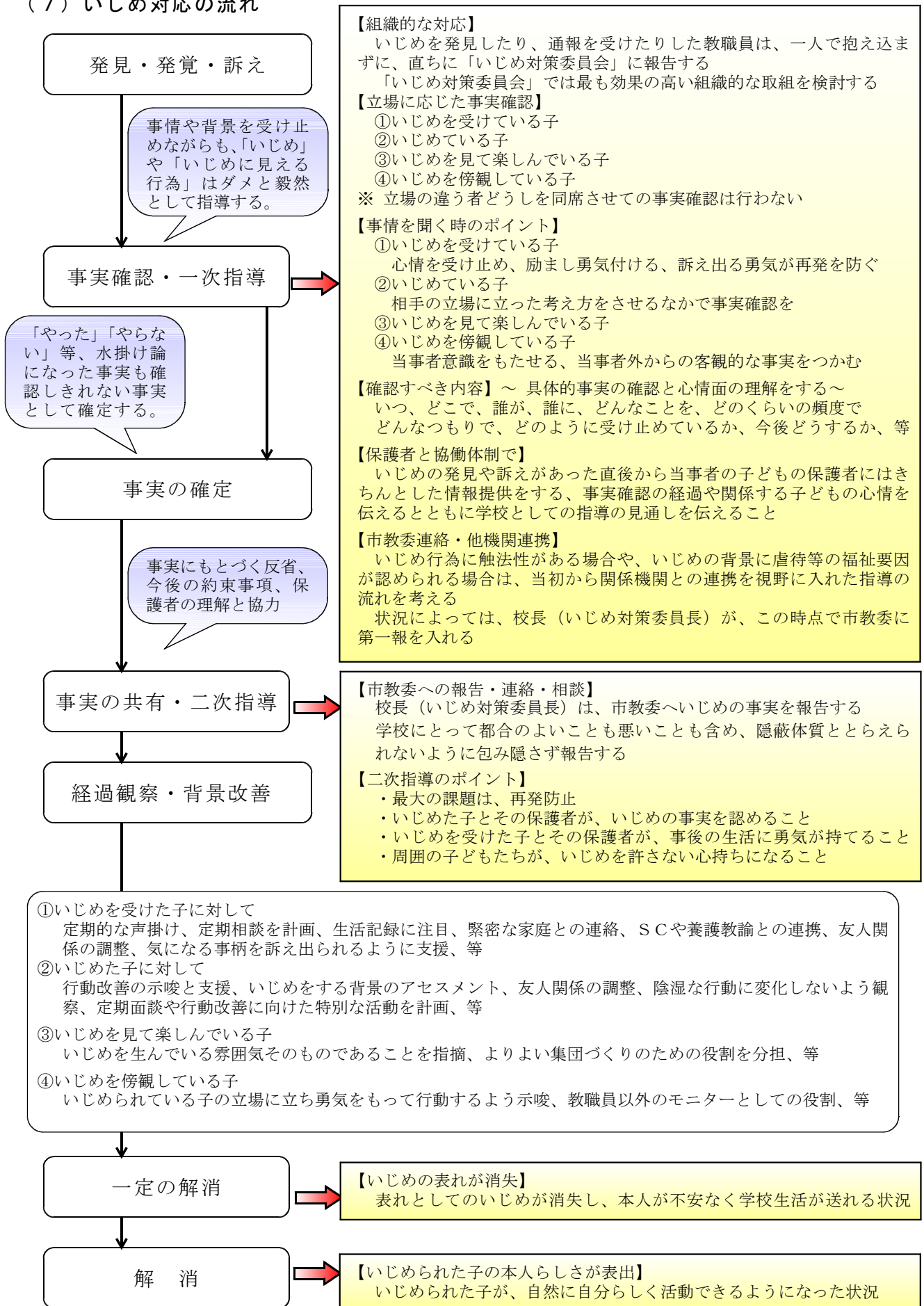
「いじめ対策委員会」は、すべての子どもが集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるように、集団の成長経過を観察すると共に、継続的に指導します。

(6) ネット上のいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、書き込んだ子どもの特定を早急に行い、子どもにネット環境を提供した保護者に書き込みを削除するよう強く要請します。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあったりした場合などは、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除の要請を行います。また、犯罪性のある書き込み等については、浜松東警察署生活安全課に通報し適切に援助を求めます。

パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難なため、情報モラル教育を通じた未然防止の意識化を図るよう配慮します。また、子どもにネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、子どものインターネット利用に関する弊害等の知識を身につけてもらうとともに、保護者の責任意識の高揚に努めます。

(7) いじめ対応の流れ



5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいいます。

- ① いじめにより、子どもの生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 子どもが自殺を企画したとき
 - ・ 子どもが精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 子どもが身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 子どもが金品を奪い取られた場合
- ② いじめが原因で、子どもが相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子どもが一定期間連続して欠席しているとき
- ③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぎます。また、教育委員会を通じて市長に報告します。

浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策専門家チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することになっています。浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校がいじめを受けた子どもや保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見立てや判断を子どもや保護者に適切に情報提供することになっています。

また、市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣、等の措置がとられる場合もあります。

※ 詳細は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」による

ウ いじめの未然防止等の年間計画

	小学校									地域・保護者	
	全校			各学年						PTA	健全育成会
	居場所づくり 絆づくり	いじめ対策 委員会	児童会	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年		
4月	遠足 エンカウンター SSW・SCとの連携 学び合う子どもを育成 するための授業実践	いじめ防止基本方 針・組織確認	1年生を迎える会 夢を飛ばそう集会 あいさつ運動	浜松マナー「あいさ つ」	生活科「野菜を育てよ う」 道徳の時間「思いや り・親切」 浜松マナー「あいさ つ」	浜松マナー「あいさ つ」	道徳の時間「思いや り親切」 浜松マナー「あいさ つ」	学級目標の設定 浜松マナー「あいさ つ」	道徳の時間「思いや り・親切」 浜松マナー「あいさ つ」 1年生との交流		
5月	エンカウンター SSW・SCとの連携 学び合う子どもを育成 するための授業実践	いじめ月例集約 結果分析・改善策検 討 いじめ防止問題情報 提供	代表委員会開催 (いじめ防止につい て) あいさつ運動実施	生活科「アサガオを 育てよう」 生活科「学校探検」 浜松マナー「言葉遣 い」	道徳の時間「礼儀・言 葉遣い」 1年生との交流「学校 探検」 学年集会 浜松マナー「言葉遣 い」	道徳の時間「信頼・ 友情」 浜松マナー「言葉遣 い」	浜松マナー「言葉遣 い」 道徳の時間「信頼・ 友情」 学年集会	道徳の時間「信頼・ 友情」 浜松マナー「言葉遣 い」	体育「ソフトバ レー」 浜松マナー「言葉遣 い」 学年集会	親子ふれあい田植え 教育相談日	情報交換
6月	長縄集会 縦割り給食・遊び エンカウンター SSW・SCとの連携 学び合う子どもを育成 するための授業実践	いじめ月例集約 結果分析・改善策検 討	あいさつ運動実施 代表委員会開催 ポスター作成掲示	道徳の時間「生命尊 重」 生活科「カブトムシ を育てよう」 学年集会	道徳の時間「友情・ 協力」「善悪の判 断・勇気」「生命尊 重」 生活科 町探検	総合「学ぼう！ふるさ と飯田」 道徳の時間「生命尊 重」「思いやり・親 切」 学年集会	総合「エバーサルー ンって何」「街中のエ バーサルーンをさがそ う」	宿泊訓練 道徳の時間「生命尊 重」 学年集会	道徳の時間「思いや り・親切」「生命尊 重」	あいさつ運動実施 懇談会 アンケート調査 教育相談日	情報交換
7月	エンカウンター SSW・SCとの連携 学び合う子どもを育成 するための授業実践	いじめ問題研修実施 (事例検討)	あいさつ運動実施	道徳の時間「友情・ 協力」	道徳の時間「善悪の 判断」「動物の愛 護」	道徳の時間「善悪の 判断」 学活「ふわふわ言葉 シャワー」 学年集会	国語科「3つの願 い」 学活「子どものためのス トレスカット」 道徳の時間「生命尊 重」	道徳の時間「思いや り・親切」「生命尊 重」	ロボット教室	あいさつ運動実施 三者面談	祭典補導 一斉補導
8月		人権意識向上のため の研修 発達支援教育研修	あいさつ運動実施								祭典補導
9月	エンカウンター SSW・SCとの連携 学び合う子どもを育成 するための授業実践	いじめ月例集約 結果分析・改善策検 討	あいさつ運動実施	国語「ゆうだち」 道徳の時間「思いや り・親切」	道徳の時間「思いや り・親切」 バス教室 学年集会	道徳の時間「節度・ 自立」 総合「学ぼうふるさ と飯田パート2」	道徳の時間「思いや り親切」 総合「高齢者体験」 市音研 学年集会	道徳の時間「信頼・ 友情」	応援練習 道徳の時間「信頼・ 友情」 学年集会	あいさつ運動実施 親子ふれあい稲刈り 教育相談日	家庭教育講演会
10月	運動会 エンカウンター SSW・SCとの連携 縦割り給食・遊び 学び合う子どもを育成 するための授業実践	いじめ月例集約 結果分析・改善策検 討 いじめ防止問題情報 提供	あいさつ運動実施 代表委員会開催	生活科「あきととも だち」 浜松マナー「みんな のために」	生活科「あそびフェス ティバル」1年生と交 流 電車教室 浜松マナー「みんな のために」	道徳の時間「家族 愛」 浜松マナー「みんな のために」	総合「社会福祉体験 講座」 「手話体験講座」 浜松マナー「社会の 一員」	道徳の時間「善悪の 判断」 浜松マナー「社会の 一員」	道徳の時間「信頼・ 友情」 浜松マナー「社会の 一員」	あいさつ運動実施 親子ふれあい脱穀 教育相談日	
11月	エンカウンター SSW・SCとの連携 学び合う子どもを育成 するための授業実践	いじめ月例集約 結果分析・改善策検 討	あいさつ運動実施 夢を語ろう集会 中学校区保健委員会	生活科「遊びフェス ティバル」2年生・ 幼稚園との交流 生活科「パンジーを 育てよう」学年集会	道徳の時間「善悪の 判断・勇気」「友 情・協力」	道徳の時間「生命尊 重」 社会「校外学習」 学年集会	道徳の時間「生命尊 重」	総合「環境大作戦」 学年集会	修学旅行 道徳の時間「生命尊 重」	あいさつ運動実施 アンケート調査 三者面談 教育相談日	
12月	エンカウンター SSW・SCとの連携 学び合う子どもを育成 するための授業実践	いじめ問題研修実施 (事例検討)	あいさつ運動実施	国語「ずうっとずつ と大きだよ」	道徳の時間「誠実・ 明朗」	道徳の時間「思いや り・親切」	道徳の時間「公正・ 公平・正義」	道徳の時間「公正・ 公平・正義」	道徳の時間「公正・ 公平・正義」	あいさつ運動実施 親子ふれあい餅つき	一斉補導
1月	エンカウンター SSW・SCとの連携 学び合う子どもを育成 するための授業実践	いじめ月例集約 結果分析・改善策検 討	あいさつ運動実施	道徳の時間「生命尊 重」	道徳の時間「友情」 「生命尊重」 生活科「昔の遊び」 学年集会	道徳の時間「生命尊 重」 浜松マナー「挨拶」	道徳の時間「信頼・ 友情」 学年集会	学活「学習発表会に 向けて」	学活「学習発表会に 向けて」 学年集会	教育相談日	情報交換
2月	エンカウンター SSW・SCとの連携 縦割り遊び 学び合う子どもを育成 するための授業実践	いじめ月例集約 結果分析・改善策検 討 いじめ防止問題情報 提供	学習発表会 6年生を送る会 あいさつ運動実施	生活科「幼稚園との 交流」 学年集会	道徳の時間「節度・ 節制」	道徳の時間「尊敬・ 感謝」 総合「感謝の会」 学年集会	総合「1/2成人 式」	学活「6年生に向け て」 学年集会	総合的な学習の時間 「絵手紙」	アンケート調査 懇談会 教育相談日	情報交換
3月	エンカウンター SSW・SCとの連携 学び合う子どもを育成 するための授業実践	1年間の反省と次年 度に向けて	あいさつ運動実施	生活科「もうすぐ2 年生」	生活科「すくすくぐ んぐん」	道徳の時間「信頼・ 友情」 学活「クラスイベン ト」	浜松マナー「かがや いている人」	情報モラル 浜松マナー「かがや いている人」	卒業に向けて「親へ の手紙」 浜松マナー「かがや いている人」		